○近畿地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月四日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
五條市本町二丁目六二一番一から同市二見一丁目八三九番四まで	前	七・四〇～三九・四七メートル
	後	一八・〇〇～三二・四四キロメートル〇・六三八

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月四日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	五條市本町二丁目六二八番四から同市二見一丁目八三九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月四日

○近畿地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月四日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市岩根字徳行四四九五番一から同市岩根字徳行四五三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月四日

○九州地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月四日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇佐市大字四日市字轟一二八番一三から同市大字四日市字百園一二三番一まで	前	一五・三〇～一六・九〇メートル
	後	一五・六〇～一七・九〇キロメートル〇・〇二九

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

国会事項

参議院

答弁書受領

十一月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平提出信用保証協会への代位弁済請求及び信用保証協会による債務者への取立ての実態に関する質問に対する答弁書（第九九号）

参議院議員藤末健三提出消費税再増税延期に関する質問に対する答弁書（第一〇〇号）

参議院議員藤末健三提出政府開発援助大綱見直しに関する質問に対する答弁書（第一〇一号）

参議院議員石上俊雄提出グローバル市場拡大を前にした我が国ＬＥＤ産業の国家戦略に関する質問に対する答弁書（第一〇二号）

参議院議員小西洋之提出憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問に対する答弁書（第一〇三号）

参議院議員小西洋之提出安倍内閣の参議院憲法審査会附帯決議違反による憲法第九条解釈変更の強行に関する質問に対する答弁書（第一〇四号）

参議院議員小西洋之提出内閣法制局長官と法の支配に関する質問に対する答弁書（第一〇五号）

参議院議員小西洋之提出失語症と障害年金制度に関する質問に対する答弁書（第一〇六号）

報告書受領

十一月二十八日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年十二月四日　金融庁長官　細溝　清史

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

法第27条第１項第２号の規定に係る事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
静岡県支部	静岡県静岡市葵区追手町１番６号	静岡県静岡市葵区追手町３番11号	平成26年11月17日（月）

人事異動

内閣

（長崎地方裁判所判事）判事　田中　俊次

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（長崎地方裁判所判事・長崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　江口とし子

兼官を免ずる（以上十一月二十九日）

村田　斉志　近藤　昌昭　安東　章

判事に任命する（各通）（十一月三十日）

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　上村善一郎

（同）同　長田　雅之

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（十二月一日）

財務省

（国税庁次長）財務事務官　佐川　宣寿

国税庁長官事務代理を免ずる（十一月二十八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月一日午前十時二十九分御出門、第三十回国際生物学賞授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時三十分還幸啓になった。